

予備試験

---

令和5年予備試験  
論文式試験分析会  
憲 法

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 235608

LU23560



## 憲法 問題

大手新聞社Aで記者として働いていたXは、編集方針等の違いからAを退社し、現在は、フリージャーナリストを自称し、B県を拠点に、主に環境問題について取材その他の活動を行っている。しかし、Xの取材及び発表の手段は、Aの記者だったときとは変化している。取材の手段について言えば、B県には、新聞社等の報道機関によって設立された取材・報道のための自主的な組織であるB県政記者クラブが存在するが、同クラブは、その規約上、日本新聞協会加盟社とこれに準ずる報道機関から派遣された県政担当記者のみを構成員としており、フリージャーナリストであるXは入会を認められていない。B県庁やB県警は、記者発表には、B県政記者クラブに所属する報道機関の記者のみに出席を認めているため、Xは出席することができない。また、Xの発表の場は主にインターネットとなり、自らの関心に応じて取材した内容を動画サイトに投稿し、閲覧数に応じて支払われる広告料によって収入を得ている。環境問題に鋭く切り込むXの動画は若い世代を中心に関心を集め、インフルエンサーとして認識されつつある。さらに、Xは、これまでに取材・投稿した内容に基づくノンフィクションの著作1冊を公表している。

Xは、森林破壊に関する取材の過程で、SDGsに積極的にコミットしていることで知られる家具メーカー甲が、実はコストを安く抑えるために、濫開発による森林破壊が国際的に強い批判を受けているC国から原材料となる木材を輸入し、日本国内で加工し製品化しているのではないかと考え、甲に取材を申し入れた。しかし、甲は、輸入元は企業秘密に当たるので回答できないとして、これを拒否した。そこでXは、半年前に甲を退社し、現在は間伐材を活用したエコロジー家具の工房を開いている元従業員乙に取材を申し入れた。乙は当初、「退職していても守秘義務があるから何も話せない。」と言い、取材に応じることを断っていた。しかし、Xは乙の工房に通い詰めたばかりか、乙が家族と住む自宅にまで執ように押し掛け、「あなたが甲の行為を黙認することは、環境破壊に手を貸すのも同然だ。保身のためなら環境などどうなっても良いという、あなたのそんな態度が世間に知れたら、エコロジー家具の看板にも傷がつく。それでいいのか。」などと強く迫り、エコフレンドリーという評判が低下し工房経営に悪影響が及ぶことを匂わせた。そこで乙は、最終的には、名前を仮名にすること及び画像と音声を加工することを条件に、Xの求めに応じてインタビューを受け、甲はC国から原材料を輸入していると語った。Xは、このインタビューに基づき、「SDGsを標榜する甲の裏の顔」と題する動画を作成し、動画サイトに投稿した。動画には、乙が特定されない加工が施されていたが、Xが繰り返し取材をし、取材対象者に強く証言を迫る様子が映っていた。この動画は反響を呼び、その後、マスコミ各社が後追い報道を行ったこともあって、濫開発による森林破壊に加担しているとして甲の製品の不買運動が起こるなどの影響をもたらした。

甲は、労働者との間に守秘義務契約を交わしており、同契約書には、原材料の輸入元を含む取引先の情報は守秘義務の対象となる企業秘密に含まれること、守秘義務の対象となる情報は、退職後においても、開示、漏えい又は使用しないことが明記されている。同契約書によれば、守秘義務に反した場合は損害を賠償することとされている。

Xの作成した動画を見た甲は、乙が情報を漏えいしたと考え、乙に対して守秘義務違反に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、その訴訟においてXを証人として尋問することを求め、裁判所はこれを認めた。Xは、証人尋問においてインタビューに応じた者の名前を問われたが、民事訴訟法第197条第1項第3号所定の職業の秘密に該当するとして、証言を拒んだ。これに対し甲は、Xの証言拒絶は認められないと主張している。

この証言拒絶について、Xの立場から憲法に基づく主張を述べた上で、それに対して想定される反論や関連する判例を踏まえて、あなた自身の見解を述べなさい。

**憲法 解答のポイント**

- 1 本問は、取材源についての民事裁判における証言拒絶が認められるかが正面から問われる問題となっている。

あらすじは以下の通りである。フリージャーナリストのXが、SDGsに積極的にコミットしていることで知られる会社甲について、環境破壊で批判を受けている国から原材料を輸入しているのではないかと考え取材・報道を行った。この際、甲社からは取材を拒否されたので、元甲社の社員である乙に、インタビューを受けるように強く迫り、乙が特定されないよう加工した上で、乙のインタビュー内容を動画投稿サイトに投稿した。この結果、甲社の上記のような材料調達が見えるようになって、不買運動等が行われた結果、甲社は損害を被って、原材料の調達先については守秘義務があるにもかかわらず乙が暴露したことによって損害が発生したと主張し、甲社は乙に対して損害賠償請求訴訟を提起した。この裁判において、取材源についてXは証言を拒絶できるかということが問題となっている。

まず、Xからの主張を行い、その上で反論等を踏まえて持論を展開するように求められている。

- 2 参考となる裁判例としては、最決平18.10.3（百選I〔71〕）が挙げられる。参考答案は、この裁判例の規範を用いて作成した。しかし、この問題の性質として、取材の自由（取材源を秘匿する権利）と公正な裁判の実現の衝突する場面の処理であるという点から考えれば、この判例だけでなく、博多駅TVフィルム提出命令事件（最大決昭44.11.26）等も参考として問題ないと思われる。H18年決定の規範を用いれば楽に論述できたであろうが、取材の自由と公正な裁判の実現が衝突しているということを理解し、丁寧に論じられれば、H18年決定の規範を用いることがなくとも、大きく減点とはならないのではないかと考える。
- 3 また、事実関係がかなり詳しく記載されているので、Xの取材・報道がどのように社会上重要であるのか、その取材態様は適切であったのか等検討すべきことがたくさんあるように考える。これらの点についても事実・評価をしながら丁寧に検討できるとよかったと思われる。

— MEMO —

## 憲法 解答例

### 第1 Xの主張

- 1 Xとしては、証言拒絶を認めず取材源の開示を強要することは、憲法21条1項（以下、法令名を略す。）で保障される取材の自由を侵害し、許されないと主張すると考えられる。
- 2 取材は報道のための準備段階であり、直接的に何かを表現するわけではないから、取材の自由が憲法上保障されるかが問題となる。  
この点、報道の自由は、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものであるから、21条1項で保障される重要な権利である。そして、取材の自由は報道にとって不可欠の前提をなすものであり、また、報道が成立するためには、情報の収集、編集、発表という一連の過程を切り離すことができない。よって、取材の自由は21条1項で保障される。
- 3 取材源の開示を強制すれば、記者と情報提供者との間の信頼関係が破壊され、将来のスムーズな取材活動、ひいては報道業務の円滑性を阻害するため、取材源の証言強制は、取材の自由の侵害となる。そして、民事訴訟法197条1項3号は「職業の秘密」の証言拒絶を認めているところ、「職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいい、取材源の秘密は上記の通りこれに該当するため、取材源の証言拒絶は同号を根拠に認められる。
- 4 よって、Xの取材源の証言拒絶は認められる。

- 5 仮に、「職業の秘密」に定義上該当しても証言拒絶が認められない場合があるとしても、本件では以下の通り証言を拒絶できる。
  - (1) 取材の自由は外部的行為を伴うため、公共の福祉（13条）による制約を受け、「職業の秘密」にあたるとしても、証言拒絶が許されない場合もあり得る。しかし、上記の通り取材の自由は重要な権利である上、一度取材源が公開されれば、証言した記者だけでなく、報道関係者全体が取材源からの信用を得られにくくなり、真実の報道が国内全体において困難となる。
  - (2) そこで、公共の福祉による制約が認められる場合は特に限定すべきであり、①制約の目的が必要不可欠かつ②手段が必要最小限度のときのみ、取材源の証言を強制できると解する。
  - (3) 本件において、取材源の開示を強制する目的は、甲乙間の裁判において公正な裁判を実現することであり正当といえる。しかし、損害賠償責任の内容が、乙が甲の環境破壊に関する情報を漏洩したことによるものであることを考えると、情報漏洩自体が完全に不当なものといえず、その告発者を確定させることが必要不可欠とはいえない。
- 6 よって、Xに取材源の開示を強制することは、21条1項に反して違憲であり、Xは証言を拒絶できる。

### 第2 反論及び私見

- 1 取材の自由は、21条1項により直接保障されるのではなく、21条1項の精神に照らして尊重に値するに過ぎず、その侵害があつ

たとしても厳格に判断されるわけではないとの反論が考えられる。

しかし、取材の自由は報道の自由の必然的前提となる行為であり、21条1項により直接保障されると解する。

2 次に、取材源の証言を強制することは、取材の自由の侵害に当たらないとの反論が考えられる。

たしかに、証言を強制することは、取材活動そのものを禁止しているわけではない。しかし、Xの主張の通り、取材源がみだりに開示されると、取材対象者との信頼関係が損なわれ、将来における自由・円滑な取材活動に支障が生じることが考えられる。

そのため、取材源の証言強制は取材の自由に対する侵害となる。

3 また、取材源が「職業の秘密」にあたるとしても、すべての場合において取材源が「職業の秘密」として保護に値するわけではなく、証言拒絶が認められない場合があるとの反論が考えられる。

この点、「職業の秘密」に定義上当たるとしても、常に証言拒絶が認められるとすると、裁判の真実発見、裁判の公正を害するおそれがある。そこで、秘密の開示によって生ずる不利益と、証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の構成との比較考量により、証言拒絶が認められるかを決するべきであると解する。

では、本件でXの取材源秘匿は保護に値するか。

(1) 報道の内容はSDGsに貢献している甲が乱開発を行っているC国から木材を輸入しているという、社会的に意義の高い事実に関するものである。また、たしかに取材の様子は乙の自宅まで押し

かけ執拗に迫るという適切さを欠くものであった。しかし、Xはフリーのジャーナリストで記者会見に参加することができず、個人に対する取材をするしか取材の手段を有しないのであり、その態様も一般の刑罰法令に触れるようなものではなかったのだから、保護に値しないとは言えない。そして、乙は自己が特定されないことを条件に取材を引き受けたのであり、取材源が開示されると、企業から守秘義務違反を追及されることを恐れ、従業員等の取材協力が得られなくなるおそれがある。また、Xは記者クラブに所属しておらず、個人の取材協力が得られないことによる将来への取材活動への影響は大きい。さらに、環境問題に鋭く切り込むインフルエンサーとしてのXの報道機関としての重要性を踏まえると、Xの取材活動に支障が生じるとは、社会の知る権利に対する損失となる。

(2) 一方で、本件訴訟は守秘義務違反に対する損害賠償請求であり、社会的意義のある告発に圧力をかけるものであり、訴訟の社会的価値は低いといえる。また、乙はすでに情報提供者と推定されており、これを確定するためのXの証言の重要性は高くない。

(3) 以上を踏まえると、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高いとは言えず、Xの取材源の秘匿は保護に値すると考えられる。

4 よって、Xの証言拒絶は認められる。

以上

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU23560